

第1章 「身近なバリアフリー ハンドブック」について

1. 「身近なバリアフリーハンドブック」とは ……1-3
2. 既存建築物・小規模建築物のバリアフリー化に向けて ……1-4
3. 建築物のバリアフリーに関する取組の経緯 ……1-4

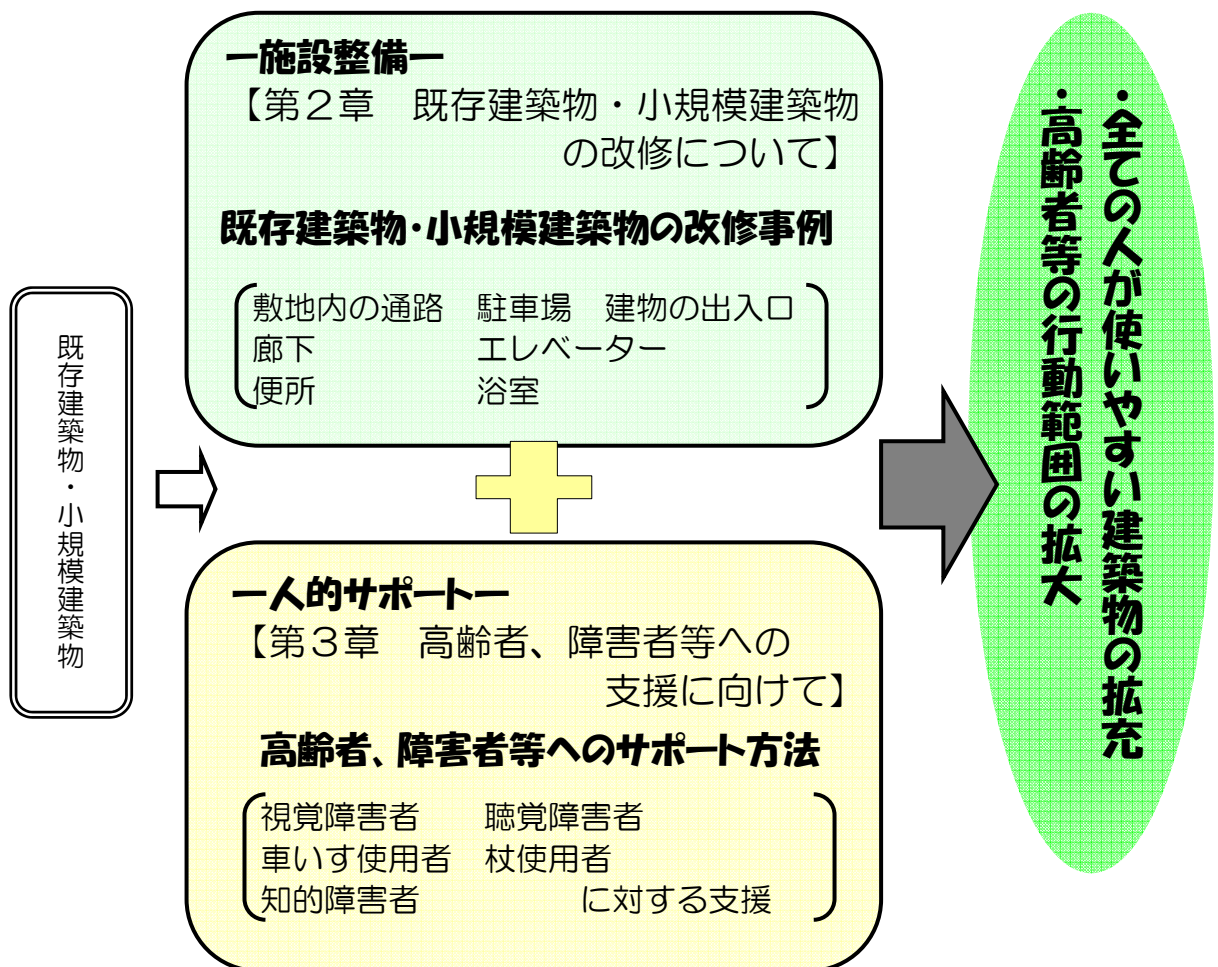
1. 「身近なバリアフリーハンドブック」とは

ハンドブックの目的

ハートビル法及びハートビル条例の対象となっていない既存建築物・小規模建築物のバリアフリー化を推進するための整備方法を示すものです。

ハンドブックの考え方

可能な限りのハード面からの対応（施設整備）と、それを補うソフト面の対応（人的サポート）をわかりやすく説明することによって、建築物のバリアフリー化への誘導策を示しています。



2. 既存建築物・小規模建築物のバリアフリー化に向けて

既存建築物・小規模建築物を対象に、施設整備、人的サポートの方法でバリアフリー化に積極的に取り組んでいる事例は、東京都のホームページ等で紹介し、認定票（ウェルカムボード）を提供します。

※本ハンドブックは、より一層望ましいバリアフリー化が図られるように、2年程度を目途に内容の更新を行っていきます。

3. 建築物のバリアフリーに関する取組みの経緯

・昭和63年 1月

東京都における福祉のまちづくり整備指針策定

障害者団体をはじめ多方面から広範な意見を取り入れ、福祉のまちづくりの総合的な展開のあり方を示しました。

・平成 5年 3月31日

東京都建築安全条例に福祉規定追加

一定規模以上の公共的施設や大規模店舗等を対象に、バリアフリー対応の義務付けを行ってきました。

（ハートビル条例の施行に伴い、東京都建築安全条例の福祉規定(第9節)は削除されました。)

・平成 7年 3月16日

東京都福祉のまちづくり条例制定(平成12年10月13日一部改正)

建築物、道路、公園、公共交通施設について、高齢者、障害者等を含めたすべての人々が利用しやすいように配慮した整備基準を定めました。

・平成 6年 6月29日

ハートビル法制定

不特定多数が利用する公共性の高い建築物について、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるよう建築主への指導、誘導等を行うこととなりました。

・平成14年 7月12日

ハートビル法改正・特別な建築物の適合義務化

地方公共団体が、条例により、整備基準の強化や対象建築物の拡大等を行うことができることとなりました。

・平成15年12月24日

ハートビル条例制定

ハートビル法の規制を拡充強化すると共に、子育て支援環境の整備など、東京の特性に配慮したハートビル条例を平成16年7月1日に施行されました。

・平成16年度

身近なバリアフリーハンドブック策定

ハートビル法及び条例の対象とならない既存建築物・小規模建築物のバリアフリー化を進めるための方法を示しました。